

「第２期江差町子ども・子育て支援事業計画策定のためのニーズ調査業務」及び
「平成３０年度江差町子どもと子育て家庭の生活実態調査業務」委託に係る
公募型プロポーザル実施要領

平成３０年 ８月２４日

１ 目的

この要領は、「第２期江差町子ども・子育て支援事業計画策定のためのニーズ調査業務」（以下「ニーズ調査業務」という。）及び「平成３０年度江差町子どもと子育て家庭の生活実態調査業務」（以下「生活実態調査業務」という。）に係る委託事業者を選定するための公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）に関して必要な事項を定めるものとする。

ニーズ調査業務は、現計画「第１期江差町子ども・子育て支援事業計画」が平成３２年３月末をもって終了するため、子ども・子育て支援法（平成２４年法律第６５号）に基づく「第２期江差町子ども・子育て支援事業計画（以下「支援事業計画」という。）」（計画期間：平成３２年度から平成３６年度まで）を策定するためのニーズ調査として、アンケート調査等を実施し、データの入力、集計、分析、推計を行い、それらを取りまとめた報告書の作成を行うものである。

生活実態調査業務は、本町における福祉施策・教育施策等の方向性を検討し、子どもの貧困対策に係る支援体制の整備計画（以下「貧困対策計画」という。）を策定するため、子育て世帯の経済状況、生活状況、子どもへの影響、支援ニーズ、これらに応えるための資源量等についてアンケート調査等を実施し、データの入力、分析、推計を行い、それらを取りまとめた報告書の作成を行うものである。

２ 業務の概要

（１）業務名称

- ① 第２期江差町子ども・子育て支援事業計画策定のためのニーズ調査業務
- ② 平成３０年度江差町子どもと子育て家庭の生活実態調査業務

※ 両調査は、子ども・子育て支援施策を進める上で密接に関係しており、また町は今後、第２期支援事業計画と第１期貧困対策計画を一体的に策定することを検討していることから、業務を合理的、経済的に遂行可能となる同一業者に委託するものとする。

（２）業務内容

別添「第２期江差町子ども・子育て支援事業計画策定のためのニーズ調査業務委託仕様書」及び「平成３０年度江差町子どもと子育て家庭の生活実態調査業務委託仕様書」のとおり。

（３）委託期間

契約締結日から平成３１年３月２２日まで

（４）契約上限額

- ① 第２期江差町子ども・子育て支援事業計画策定のためのニーズ調査業務
金１，４７９，６００円（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）
 - ② 平成３０年度江差町子どもと子育て家庭の生活実態調査業務
金１，７６０，４００円（消費税等相当額を含む。）
- ※ 契約金額は、受託候補者の提示価格に基づき決定する。

3 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) プロポーザル参加表明書の提出の時点で、江差町に業務委託に係る競争入札参加資格を有し、かつ、北海道内に本店、支店又は営業所を有するものとする。ただし、登録所在地は北海道内でなくとも可とする。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 参加表明書の提出日から契約締結までの間において、江差町競争入札参加資格者指名停止事務処理要領に基づく指名停止を受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律154号）による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てをした者でないこと。ただし、更生手続開始の決定を受けた者及び再生計画認可の決定（確定したものに限る。）を受けたものを除く。
- (5) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下同じ。））又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。）に該当しない者であること。
- (6) 当該業務と同種又は類似の業務について、過去5年以内に受託実績があること。
- (7) 別添の仕様書で定める委託業務について、十分な業務遂行能力を有し、適正な執行体制を有すること及び本町の指示に柔軟に対応できること。

参加資格審査結果は、平成30年 9月12日（水）までに、応募者全員へ参加資格審査結果通知書（様式2）にて電子メールにより通知する。なお、様式2は電子メールにて通知後、郵送でも通知する。

4 企画提案書等の提出

プロポーザルに応募する者は、次のとおり、参加表明書、企画提案書等を提出するものとする。（提出先は、後記「12 問い合わせ及び提出先」のとおり）

(1) 提出書類

① 参加表明書（様式1）

② 企画提案書（任意様式）

※ 業務ごとに作成すること。

③ 業務実施体制（任意様式）

※ 業務ごとに作成すること。

④ 会社概要（任意様式）

※ パンフレット等で可

⑤ 事業実績書（任意様式）

※ 子ども・子育て支援法及び子どもの貧困対策の推進に関する法律の施行以降に行った、ニーズ調査業務・支援事業計画策定支援業務又は生活実態調査業務・貧困対策計画策定支援業務に限るものとする。

⑥ 見積書（任意様式）

※ 積算根拠（単価、回数・個数・部数、人日数等）が明確な見積書とし、業務ごとに作成すること。

※ 見積書に記載する金額は、消費税等相当額を含めた額とする。なお、課税事業者にあつては見積書に消費税等の額を区分して記載し、免税事業者にあつては見積書に「消費税及び地方消費税相当額を含む」、「消費税及び地方消費税相当額込み」等の文言を記載すること。

(2) 提出方法

持参又は郵送（提出期限内必着で書留郵便に限る。）により提出するものとする。

(3) 提出期限

平成30年 9月11日（火）午後5時まで（持参の場合は土曜日及び日曜日を除く。）

(4) 提出部数

正本1部、副本6部

5 企画提案書の作成及び記載上の留意事項

(1) 企画提案書の様式

① A4判縦、両面印刷を原則とする。ただし、資料の作成上A3判を利用したほうが、確認しやすい場合はA3判の利用を可とする。

② ページ数は、業務ごとに、表紙を含み両面印刷で20ページ（10枚）までとする。

③ 文字サイズは10.5ポイント以上とする。ただし本文以外（グラフや表等）はこの限りではない。

(2) 企画提案内容及び留意事項

① 仕様書の内容を踏まえた実施方針等を記載すること。

② 仕様書に基づき、別表の「審査基準」を踏まえた上で、応募者としてのアピールポイントを明記すること。

③ 提出された書類は、事業者の選定以外には、提案者に無断で使用しない。

④ 提出された書類は、事業者の選定を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。

⑤ 提出された書類は、提出期限後の差替え及び再提出は一切受け付けない。

⑥ 提出された書類は全て返却しない。

6 質問及びそれに対する回答（応募者のみ）

(1) 質問の提出方法

① 提出書類

質問書（様式3）

② 提出方法

持参又は電子メール（受付期限内必着）

③ 受付期限

平成30年 8月30日（木）午後5時まで（持参の場合は土曜日及び日曜日を除く。）

(2) 質問に対する回答方法

質問に対する回答は、質問者をふせて、平成30年 9月 4日（火）午後5時までに、応募者全員に対し、質問事項及びその回答を集約したものを電子メールで通知する。

7 契約優先交渉権者の選定方法等

(1) 審査体制

町が設置する「第2期江差町子ども・子育て支援事業計画策定のためのニーズ調査業務及び江差町子どもと子育て家庭の生活実態調査業務受託候補者選定に係る審査委員会」（以下「審査委員会」という。）において、審査・選定を行う。審査は書類審査及びプレゼンテーションによる。

(2) プレゼンテーション

① 実施日時 平成30年9月19日（水）午後1時30分～

※ 日時・場所について、変更の場合は別途連絡する。

② 実施場所 江差町役場 2階 庁内会議室 ※控室（2階 第1会議室）でお待ちください。

③ 実施時間 45分以内（準備5分以内、提案説明30分以内、質疑応答10分程度）

④ 出席者 3名以内

⑤ その他 企画提案書に基づいた内容とし、2つの業務（2(1)①②の業務）を説明すること。資料の追加・変更は認めない。プレゼンテーションでパソコン及びプロジェクターを使用する場合は、応募者が用意すること。スクリーンについては本町で用意する。スクリーンに投影するものは、企画提案書の内容に限り、それ以外の内容は投影しないこと。

プレゼンテーションの実施順序については、企画提案書の受理順とする。

(3) 審査基準及び選定方法等

審査委員会は、別表の審査基準により評価する。評価点数の合計が最も高い参加者を契約優先交渉権者として選定し、評価点が2番目に高い参加者を第2位契約優先交渉権者として選定する。ただし、審査の結果、いずれの応募者も選定しないことがある。

なお、応募者多数の場合は、企画提案書等の内容を事前審査（一次審査）し、プレゼンテーションの参加要請者を5社程度選定する。この場合、各応募者には様式5により審査結果を通知する。

(4) 審査結果通知及び公表

審査の結果については、審査結果通知書（様式5）にて応募者全員に郵送で通知する。なお、審査結果に関する質問、異議等は受け付けない。

審査結果については、江差町ホームページにおいて公表する。

8 契約の締結

7で選定した受託候補者と協議し、業務ごとに契約手続きを進めるものとする。契約の締結は、国庫補助金の交付決定後（8月予定）に行うものとする。

なお、受託候補者が応募資格を満たさないと判明した場合、失格事項に該当した場合又はその他の理由により契約の締結が不可能となった場合は、審査結果の次点の者と順次交渉するものとする。

9 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、失格とする。

- (1) 提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
- (2) 提出書類が仕様書に示された条件に適合しない場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 選定結果に影響を与えるような不正な行為を行ったもの
- (5) 契約上限額を超えて提案を行った場合
- (6) プレゼンテーションに不参加の場合
- (7) その他、社会通念に照らし失格にあたる事由があると認められる場合

10 その他の留意事項

- (1) 企画提案書等の作成及び提出に要する費用は、全て応募者の負担とする。
- (2) 本プロポーザルに係る情報開示請求があった場合は、江差町情報公開条例（平成13年条例第1号）に基づき、提出書類を公開する場合がある。
- (3) 提出書類に虚偽の記載をし、プロポーザルが無効とされた場合、その者に対し指名停止措置を行うことがある。
- (4) 業務の実施にあたっては、業務の全部又は一部を第三者に委託し又は請負わせることはできない。ただし、一部でかつ、業務の主要な部分を除き、あらかじめ委託者の書面による承諾を得た場合はこの限りでない。
- (5) 提案募集に参加する者は、契約優先交渉権者決定後において、この実施要領等の内容について、不明又は錯誤等を理由に異議を申し立てることはできない。
- (6) 1事業者からの提案は、業務ごとに1提案とする。
- (7) プロポーザル参加表明書を提出した参加申込者が、本募集の申込みを辞退する場合は書面（様式4）により届け出るものとする。
- (8) 本業務の履行結果が優良な場合、平成31年度以降に実施予定である「第2期江差町子ども・子育て支援事業計画策定支援業務（仮称）」及び「江差町子どもの貧困対策推進計画策定支援業務（仮称）」に係る契約について、本業務の契約相手方と随意契約により締結することがある。

11 選定スケジュール

募集要領等の公表	平成30年	8月24日（金）	
質問の受付期間	平成30年	8月24日（金）～	8月30日（木）
質問に対する回答期限	平成30年	9月 4日（火）	
企画提案書の受付期間	平成30年	9月 5日（水）～	9月11日（火）
プレゼンテーション	平成30年	9月19日（水）	[予定]
選定結果通知	平成30年	9月25日（火）までに	[予定]

12 問い合わせ及び提出先

江差町 町民福祉課 福祉子育て係（担当：長尾又は岸田）

住 所 〒043-8560 北海道檜山郡江差町字中歌町193番地 1

電話番号 0139-52-6720（町民福祉課直通）

FAX 番号 0139-52-5666（江差町役場代表（1階フロア））

E-mail keiichi.nagao@town-hiyama.esashi.lg.jp

(別表)

審査基準

評価項目	審査事項	配点	審査
業務の基本的な考え方・方針	企画提案内容の基本的な考え方が、本業務の趣旨及び本町の子ども・子育て支援施策の現状をよく理解したものとなっているか。	10	
	本町の子ども・子育て支援施策の現状から見た本町の子どもの貧困対策に対する課題又は特徴を踏まえた提案となっているか。	10	
提案内容	仕様書に基づき、その目的、条件、内容を的確に反映した提案内容となっているか。	5	
	適切なニーズ把握や施策の提言を行うための集計、分析手法となっているか。	5	
	企画提案にアイデアや独創性がみられるか。	5	
	業務ごとに、的確かつ具体的な実施方法が示されているか。	5	
	企画提案内容に説得力があり、実現性が高いか。	5	
	提案者のノウハウや知識・経験を活かした創意工夫がなされているか。	10	
	本町と提案者の役割分担は明確で妥当なものか。	5	
	仕様書に定めのない業務に関しても積極的に取り組もうとする提案があるか。	5	
実施体制	業務の実施体制・担当者の配置状況が明確かつ適正で、事業が適切に実施できるか。	5	
	本町と十分に連絡調整や必要なアドバイスを行うことができる体制になっているか。	5	
事業実績	自治体におけるニーズ調査やコンサルティング業務について、十分な実績を有しているか。	10	
見積価格	価格が提案内容に対して適当か。(ニーズ調査業務)	5	
	価格が提案内容に対して適当か。(生活実態調査業務)	5	
その他	プレゼンテーションは、本業務の事業目的、内容等を踏まえた説明になっているか。	5	
合計		Max100	

◎採点基準 配点 5 大変優れている… 5点 優れている…4点 普通…3点 やや劣る…2点 劣る…1点
配点10 大変優れている…10点 優れている…8点 普通…5点 やや劣る…2点 劣る…0点

※見積価格の審査点については、最も低い金額を提案する事業者を満点とし、その金額との比率を用いて算出します。 【計算方法：5点×（最低提案見積金額÷当該提案見積金額） ※小数点以下切り捨て】